

むつ市議会第189回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成18年9月22日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 21番 横 垣 成 年 議員

(2) 18番 柴 田 峯 生 議員

(3) 22番 工 藤 孝 夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（55人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	5番	堺		孝	悦
6番	川	端	一	義	7番	川	下	八	十
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	杉	浦		洋	20番	久	保	田	昌
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
23番	大	澤	敬	作	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐	々	木	隆
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
31番	坂	井	一	利	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	德			誠
38番	佐	々	木	肇	39番	鎌	田	ち	よ
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
45番	田	高	利	美	46番	澤	田	博	文
47番	菊	池		清	49番	工	藤	清	四
50番	服	部	清	三	郎	51番	杉	本	清
52番	慶	長	徳	造	53番	佐	藤		司
54番	牛	滝	春	夫	55番	本	間	千	佳
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智	十
58番	斉	藤	孝	昭	59番	中	村	正	志
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男
62番	宮	下	順	一					

欠席議員（7人）

4番	村	中	徹	也	8番	小	林		正
24番	松	野	裕	而	30番	千	船		司
32番	福	永	忠	雄	42番	工	藤	直	義
48番	柏	谷		均					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委會員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公管企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十 四 夫	農委會員	立花	順一
総務部長	齋藤	純	総務部部長	西堀	敏夫
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕一	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	豊	教育部長	宮下	孝信
公企業局 菅長	小川	照久	総務部長	千船	藤四郎
企 画 部 長	工藤	武勝	保福社 健部長	佐藤	節雄
選挙管理委員会 局長	大芦	清重	農委事務局 局長	村川	修司
企 画 課 長	奥島	慎一	企 画 課 長	下山	益雄
監査委員 局長	久保	恒夫	川 庁 舎 所 内 長	佐藤	吉男
川内産業庁舎 振興部長	笠井	哲哉	大 庁 舎 所 畑 長	伴	邦雄
脇野庁舎 沢長	船澤	桂逸	総務課 部長	鴨澤	信幸
総務部 課長	吉田	真	総務政 務課 係 査	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局 局長	小島	昭夫	次 長	高田	文明子
主 幹	柳田	諭	庶務係 長	金澤	寿々子
庶務主任 係 査	濱村	勝義	調 査 係 査	青山	諭
議 事 係 任	赤石	奈穂子	議 事 係 任	葛西	信弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は54人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月21日、本会議終了後の議会運営委員会において、全議員から提出がありました意見書1件については、9月26日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、横垣成年議員、柴田峯生議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

横垣成年議員

○議長（宮下順一郎） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 皆さん、おはようございます。

むつ市議会第189回定例会に当たり、日本共産党横垣成年、一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

7月24日の新聞に、全国自治体トップアンケート結果が掲載されました。小泉構造改革の自治体への影響について聞いているものです。三位一体改革の評価に関して、青森県内の首長は、「評価しない」、「余り評価しない」を合わせると92%が評価していないという結果でありました。「評価する」と回答した人はだれもなく、ある程度評価すると回答したのは、わずかに佐々木青森市長と杉山むつ市長の2人だけだったそうであります。構造改革容認の2人の市長のために、そこに住む住民の生活はさらにひどくなっているように思います。その証拠に、8月12日の新聞によると、県内の市の地域で生活保護率の1位と2位を争っているのが何と青森市とむつ市というのは偶然の一致でしょうか。

3月定例会の施政方針は、「三位一体」の改革に見られるように、国による各種構造改革は、各地方自治体の首長に、明日への施策を喚起する余裕も与えない早さで進んでおります。そして、ここ数年のうちに所得税・住民税などの税体系を初め、医療・介護及び年金などの社会保障制度全般を見直す方向が示され、今まで以上に痛みを伴う改革が推し進められようとしております」というような第三者的な立場での表現で始まっております。私は、聞いていてどうもしっくりしなかったわけではありますが、その理由がアンケート結果を見てよくわかりました。杉山市長は、アンケートに答えているように、三位一体改革はある程度評価するという立場であったがために、国が進める三位一体改革に対しては、自治体はどうもできないものだ、そういう立場の施政方針だったというのがよくわかり、私はようやくしっくりいたし

ました。

さて、質問に入りたいと思います。まず第1点目、下北駅周辺の交通問題についてであります。下北駅整備に合わせた周辺の道路及び信号機の改善・改修についてであります。むつ市として下北駅周辺の道路交通事情をどのように認識しているのでしょうか。現状は、緑町方面から駅に向かう道路の渋滞が激しくあります。そして、その原因は右折、左折車線が分かれていなく、青信号の時間が短いためであります。また、駅と並行に走る道路の渋滞も激しいのであります。原因は、駅へ曲がる、または緑町方面へ曲がる右折車線がないためではないでしょうか。下北駅前整備促進特別委員会の中間報告によりますと、ことし12月22日までが調査設計委託の工期となっており、それに基づき県への事業認定の申請をする予定となっております。下北駅整備の骨格が決まり次第、県やむつ警察署へ周辺道路、信号の改善・改修を要請すべきと思いますが、お聞きいたします。

第2点目、水道料金徴収についてであります。徴収の外部委託によるメリットとデメリットについてです。一つとして、外部委託のうち、法人委託に切りかえた経過と理由をお聞きいたします。

二つ目として、法人委託前の委託、いわゆる私人委託の際、徴収に携わる方は何人いて、1件当たり徴収料として幾ら支払っていたのでしょうか。

三つ目として、法人委託後の徴収に携わる方は、法人委託前の方と同じ方なのでしょうか。その方の待遇はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

3点目であります。来年2007年度、全国学力テストについてであります。同テストの諸問題についてです。現在学習状況調査ということで、小学校5年生と中学校2年生でテストが実施されているそうであります。それに加え、来年からは全国

学力テストを小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語と算数、数学を実施するというものであります。実施の背景には、子供の学力低下があるといい、文部科学省は2010年までに国際学力調査における世界トップレベルを目指すと言っておりますが、それは一部の官僚や役人、関係教師の間だけの見え張る君、こちらの言葉で言えば、えぶりこぎの世界ではないでしょうか。もっと伸び伸びとわかる楽しい授業を受けたいと思っている子供にとっては、えらい迷惑な話ではないでしょうか。

全国学力テストは、かつて1961年から1964年にかけて実施され、競争教育をひどくする、学校の序列化が進むなどの多くの弊害が指摘され、中止されたものであります。また、1976年5月の最高裁学テ判決は、その判決理由書の中で、子供の教育は子供が将来一人前の大人となり、共同社会の一員として、その中で生活をし、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営みであり、それはまた共同社会の存在と発展のためにも欠くことのできないものであると教育の本質を規定し、教育という仕事は、あくまで子供の利益を中心に関係者が相互に協力すべきことを要請いたしました。

戦前の教育は、神の国というその思想を暴力的にたたき込む教育勅語によるものでありました。教育勅語による国民づくりが、結局は国際社会を無視する国家へとつくり上げ、戦争を引き起こす火薬庫のような国となってしまったということの反省のうえに立ってつくられたのが今の憲法であり、今の教育基本法であります。残念ながら戦後の政治家のリーダーは、戦前を反省することはありませんでした。そのため戦後教育は民主的過ぎる教育基本法を無視する形で進められ、何とか戦前のような神の国に戻したいとし、今の教育基本法の骨抜きをしてきたと言えるものであります。

す。

私は、今こそ教育基本法にのっとった教育が必要ではないかと思っております。テスト、テストで子供を追い込んで、1点勝った、負けたで一喜一憂するような子供をつくり、その子はどういう大人になるのでしょうか。多分隣が250万円の車を買った、我が家はちょっと高い260万円の車を買おうなんという、勝つ、負けるという基準だけでしか発想できないせこい大人にしかならないのではないのでしょうか。そこには、弱い人に手を差し伸べようとか、不器用な人を心を広く持って受け入れるなどという発想はありません。教育基本法は、人格の完成を目的に掲げております。人格に順番は必要なのでしょうか。個性に順番は必要なのでしょうか。以上を踏まえ、弊害が大きい、できれば実施しない方向で検討できないものかという立場からお聞きいたします。

一つとして、むつ市として全国学力テストに参加するのでしょうか。

二つ目として、同テストの実施効果と弊害についてどのような認識なのでしょうか。

三つ目として、同テスト実施は教育基本法と矛盾するところはないのかお聞きいたします。

第4点目であります。むつ市政についてです。年間所得200万円以下世帯の多い当市の市政のあり方についてお聞きいたします。

一つ目として、むつ市の年間所得200万円以下の方はどのくらいいるのでしょうか。

二つ目としては、所得の低い方に大きく影響するものなのでお聞きいたしますが、教育にかかわる予算は全体の何%か、そして福祉にかかわる予算は全体の何%か。私の計算だと、他地域に比較し、むつ市は低所得者のかなり多い地域ではないかと思っております。したがって、私は市政の重点はこういう方、所得の少ない方に配慮する市政を行わなければならないと思っておりますが、お

考えをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、下北駅周辺の交通問題について、下北駅整備に合わせた道路及び信号機の改善・改修ができないかのご質問であります。下北駅前の道路につきましては、交通量の多い県道の丁字路交差点となっておりますが、いずれの路線にも右折車線がないことから、交通渋滞が起き、特に朝夕の時間帯では一層拍車がかかる状態にあることは十分認識いたしております。この件に関しましては、市といたしましても、これまで機会をとらえ、交差点改良をお願いしてきたところであります。現在念願であった下北駅前広場の整備も平成20年度完成を目指して、各方面との交渉に鋭意取り組んでおりますことから、この機を逃さず、できるだけ早い機会にこの交差点の改善が図られるよう今後とも県に対しお願いしてまいる所存であります。また、信号機の件につきましても、交差点の改良に合わせ、県及び公安委員会が協議されることになるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問の第4点目、むつ市政についてのお尋ねであります。まず、むつ市の年間所得200万円以下の方はどれくらいか、また教育や福祉にかかわる予算は全体の何%かのご質問にお答えいたします。むつ市における給与所得者約2万1,000人のうち収入ベースでの年間給与額が200万円以下の方は、約5,000人となっており、全体の約24%を占めております。なお、この数値は平成18年度、市民税の納税義務者のデータ、すなわち平成17年度の所得等のうち、給与収入をもとに集計しておりますが、市民税は個人に対して賦課されますの

で、世帯単位の収入ではなく、個人単位の収入に基づいた数値であることをご理解賜りたいと思います。

教育及び福祉にかかわる予算につきましては、平成18年度の一般会計当初予算における歳出総額285億3,800万円のうち教育費が25億円で8.8%、福祉に相当する部分として、民生費が約67億3,000万円で23.6%を占めております。

次に、市政の重点を所得の少ない方に置くべきではないかとのご質問であります。市政運営に当たっては、所得の多寡にかかわらず、公平公正に、そして満遍なくサービスが行き渡るような施策を進めることを基本に考えております。しかしながら、地域格差ばかりでなく、個々人の生活における格差も拡大している今日では、所得の少ない方にとって、日常の生活に対する不安を解消するためにも、行政がその対策を講じるべきものと考えており、生活保護制度の適正運用や相談、指導体制の充実に努めておりますし、また市独自の対策として、家族介護用品の支給、保育料徴収基準の緩和措置等、十分とは言えないまでも非常に厳しい財政環境にあって相応に対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 公営企業管理者。

（杉山重一公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（杉山重一） 横垣議員の水道料金徴収についてのご質問にお答えします。3点にわたる具体的な内容でありますので、順を追ってお答えいたします。

まず、第1点目の法人委託した経過と理由についてであります。平成14年7月からむつ地区で未納水道料金の収納業務を法人委託しております。これは、昭和43年度から平成14年度まで私人委託しておりましたが、長引く景気の低迷から、雇用あるいは経済情勢の悪化を来し、水道料金の未納件数、未納金額が増加傾向にありましたこと

から、民間会社の特性を生かし、未納水道料金の回収能率の向上を図ったものであります。

また、私人委託時には、病気、不慮の事故などにより長期にわたり欠員が生じ、徴収業務の遂行に支障を来すこともたびたびあったところであります。その後平成15年度から検針及び収納業務全般を法人委託しており、平成17年度からは簡易水道区域にも拡大させるとともに、市町村合併で編入されました川内地区及び大畑地区をも取り込んで現在に至っております。

次に、第2点目の法人委託前の徴収に携わる方は何人いて、1件当たりの徴収料として幾ら支払っていたかとのことであります。むつ地区に限定してお答えいたしますと、21名と3団体であり、1件当たりの徴収料は107円22銭であります。

次に、第3点目の委託後の徴収に携わる方は委託前と同じ方か、そしてその方々の待遇はどうなっているかとのことであります。法人委託前の方々につきましては、法人委託実施の1年ほど前から企業局の事情、方針を説明し、またそれまでの経験を生かしてもらおうべく法人委託後の検針、徴収員としてのあっせんをいたしました結果、12名が再就職しており、新たに採用されました11名と合わせて23名の体制で業務に当たっております。この方々の待遇につきましては、企業局から雇用条件の低下を招かないよう申し添えておりますが、受託業者と雇用契約に基づくものであり、企業局で介入できるものではありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、総論であります徴収の外部委託によるメリットとデメリットについてであります。まず委託の内容は、メーターの検針、水道料金の収納及び給水停止にかかわる補助事務であります。水道料金の収納業務には、例月分はもとより、未納分や転出、転居に伴う精算分の収納も含まれております。法人委託化のメリットといたしましては、

検針業務では閉栓箇所も検針の対象とした全戸検針を6月と11月に実施し、無届け使用、無届け退去者の把握や漏水箇所の発見など、業務内容の充実につながっております。

次に、収納業務につきましては、特に未納者に対して長期にわたる滞納を発生させないよう、戸別訪問を実施し、納付指導や誓約書の取り交わしをし、計画的な収納の確保を目指しているところであります。また、納付指導に従わない方や誓約の不履行の方々には、その内容を調査し、給水停止を視野に入れた対応をいたしており、未納金の回収率を向上させているところであります。

次に、給水停止にかかわる補助事務につきましては、給水停止対象者の滞納理由、訪問調査書など資料の作成事務や給水停止の執行時に担当職員と同行させ、事務処理の円滑化を図っております。

以上のことから、企業局といたしましては、各般にわたってメリットはあるものの、現状ではデメリットの要素は見当たらないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 横垣議員の2007年度の全国学力テストについてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目、全国学力テストに本市の小学校、中学校が参加するかどうかについてであります。全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストは、議員先ほどお話しのとおり、小学校6年生、中学校3年生を対象として行い、来年の平成19年4月の実施予定となっております。

調査の内容は、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学の2教科となっております。さらに、同時に一人一人の児童・生徒の学習意欲、あるいは学習方法、学習環境、生活の実態に関する調査をもあわせて実施することとしております。私ど

も教育委員会といたしましては、むつ市の児童・生徒の学力状況、学習環境や生活の側面等の実態を把握することは、今後むつ市の教育行政を展開するうえで、まことに有効な資料になるものと考え、この調査の実施に参加することといたしております。

次に、第2点目の質問は、この調査を実施した場合の効果と弊害についてであります。実施効果の一つといたしましては、この調査では全国との比較の中で総体的な位置づけがはっきりすることから、児童・生徒自らが自分の学力はどの程度であるか、さらに学習の仕方や学習時間などを他と比較してみることができるなど、自分の生活習慣や学習方法の改善について主体的に取り組むことができるものと考えております。

この調査を通して、児童・生徒一人一人の学力の向上につなげることは言うまでもなく、調査結果、分析資料についても学習意欲等が喚起されるよう有効に活用してまいりたいと考えております。

二つ目の効果といたしましては、調査結果により、担当している子供たちがどの分野が理解でき、どの段階でつまずいたかを詳細に分析することによって、一人一人に合った指導の仕方を含め、これからの授業のあり方、学習意欲を高める教材開発、あるいは学級経営の改善、ひいては学校経営のあり方にも活用できる有効な材料を提供してくれるものと考えております。しかし、先ほど議員もご指摘なさいましたけれども、実施あるいは調査結果の取り扱いについては十分に留意、配慮しなければならぬものと考えております。例えば学校ごとの順位公表などにより、学校間の過度の競争をおおるようなことのないように配慮すること、また児童・生徒の序列化につながらないように、学校全体共通理解を図っていくことが大切であると考えております。

全国学力・学習状況調査につきましては、その参加と実施が真に有効なものになるよう教育基本法の趣旨であります一人一人の能力や個性を伸ばすという精神を生かして、生きる力の一つでもあります学力向上に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 再質問は順不同になりますが、よろしく願いいたしたいと思えます。

まず、水道料金の徴収についてであります、法人委託後も同じ方が従事しているという方については、何かちょっと1件当たりの料金ですか、それが何か少なくなったというふうなうわさも聞こえておりますので、そこら辺何とか対応してくれることを願って次の質問に移りたいと思えます。

まず、全国学力テストについてであります、今教育長から効果とか、その弊害をなるべく防ぐ、そういう形で実施していきたいというふうな答弁がありました、まず確認をしたいのが、確かに先ほどの答弁によりますと、公表の仕方を十分配慮して、学校ごとだとか、児童の序列化につながるような気をつけていきたいというふうな答弁がありました、それではこの公表の仕方というのは、具体的にはどういう形になるのか、そこをお聞きしたいと思います。例えば校長だけに伝えるのか、それとも教育委員会レベルでその情報はもうストップしておくのか、そして教育委員会レベルでストップしたうえで教育委員会が各学校に対して、特に順番はしゃべらないけれども、あなたの学校はこういう形だったから、こうすべきではないかというふうな、そういう指導に使うのかどうか、そこら辺、当然今の段階ですから、その公表の仕方は決まっているとは思いますが、そこら辺ちょっとどのようになっているのかお答え願いたいと思えます。

そして、このテストというのは本人の、子供の都合で休むことができるものなのかどうか。これ受けたくないとかというふうなことで受けなくてもいいものなのかどうかというのもお聞きしたいと思います。例えば親が別に受けなくてもいいよというふうに言えば受けなくていいものかどうか。そして、このテストは、例えばそういうふうに受けない場合は、何か通信簿とかそういうものに反映されてしまうのかどうかというのもちょっとお聞きしたい。

以上、とりあえずこの3点、お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま何点かのご質問でございますので、あるいは抜けるかもしれませんが、そのときはご指摘いただきたいと、このように思っております。

先ほど議員も昭和30年代の全国学力テストといましようか、それをなされたわけでございますが、何年か続きました。私は、ちょうど大学に入ったような感じだったかなと思っておりますけれども、しかし先生方の全国的な反対の運動の中で、結局中止してしまったというふうなことでございまして、あれから数えますと、もう40年、50年近くなつたと、半世紀近くたつわけでございます。私は、あのときの反対した理由は何かということをお聞きしたいわけですが、あのときは文部省という形だったと思っております。都道府県別の平均点を公表するとか、あるいはまた地域ごととか、あるいは学校ごとに公表するというふうな、むしろ順位づけのような感じがいたしまして、そのことが現場で教えている先生方の大なる反発を買ったろうと、私も教員やりましたので、容易に理解できるわけでございます。そういうことで、日常の授業のあり方にも影響を与えてしまったのだらうと、そんなふうにお聞きしたいと思っております。むしろ個人とい

うよりは、学校とか、あるいはまた学級とかというふうな一つの、あるいは地域というふうな、あるいは県というふうな、県単位、47都道府県の競争みたいな感じで受けておった時代があったわけでございますので、やはり大きな塊の競争のような感じがしたわけでございます。

私は自分で考えてみました。あの当時個人には教えられていなかったのではないかなという感じがするわけでございますが、先ほど申しましたように、あれから半世紀近くたっているわけでございます。私は、やはり最近の保護者、あるいは国民の考え方というのは変わってきたと思っております。やはり自分の子供に対しては、世間並みの、あるいはまた日本全国、あるいは世界でも通用するような学力をつけていただきたいというふうな、もう圧倒的な要望があるわけございまして、文部科学省としましても、それにこたえなければならぬだろうと私は思っているわけでございます。

あえて私が申し上げる必要はないと思っておりますけれども、資源のない私どもの国でございますから、やはり国際競争の中で生きていくためには、ある一定の技術力とか知力というものが必要になってくるわけでございます。あるいはまた、先般のOECDのPIISAという国際学力テストにおきましても、年々低下しているというふうな危機意識からのことだろうと私思うわけでございます。しかし、私は来年から実施するであろうこの全国のテストは、もちろんそれは都道府県とかいろいろ出てくるとは思いますが、基本はやはり個人にその結果をきちっと知らせることが大事だと思っております。個人が自分の力でどこが弱く、あるいはどこが強い、あるいはまた他と比べて自分の生活リズムというもののどこがおかしいかというようなことをやっぱり改善する、昔は団体、今度はやっぱり個人に返していくということが私

は大事だろうと思っております。そういうことで、どの程度まで公表したりするのかというふうなお話でございましたが、今までも全国であろうが、先ほどお話ししたように、県段階での生徒の学習状況調査を既の実施しているわけでございますので、それにつきましては校長先生に、あなたの学校は大体この位置にありますよというふうなことは教えてございますし、あるいは地域と一緒にあって、あるいは保護者と一緒になって自分の学校の子供たちの学力を上げるためには、必要であれば保護者にも十分知らせていただきたい。やはり情報開示というのは必要であるというふうなことで、もちろんこれは校長先生の自由裁量にお任せしておりますけれども、やはりあくまでもランキングの世界ではなくて個人を大事にするというふうな視点での、したがって今と同じような、昨年までと同じような形での校長先生に知らせていくと、その中で学級担任の先生から個人ごとの指導ができるような資料も提供していきたい、これを公表するということはしないということでございます。

あと、これにつきましては、これを受けることが自由かどうかというふうな話もございましたが、これは教育の一環でございますので、やはり受けるということが原則と、このように考えてございます。

そしてまた、これを通信簿に記載するのかというふうなことは、これはしないと。あくまでも総合的な、単なる学力ばかりではなくて、やっぱり人間としてトータルのことが通信簿等にあらわれるわけでございますので、これをもって即反映させることはしないつもりでございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 次ですけれども、先ほどの確認を受けたうえで、この学力テスト、今までお答えになったように、いろんな子供の学習だとか環

境、その改善に当てるといふことをおっしゃって、それはその方向で努力してもらおうのはこちらもお願ひしたいところであります。この学力テストのそもそもの目的といふのは、私が偏った情報からこういう判断をしているのかもしれませんが、こういう視点で学力テストを見ている方々がいるということもご紹介しながら、その教育長のお考えをお聞きしたいのでありますが、今なぜ一たん廃止になったこの学力テストをまた復活したか。それは、確かに国際的な子供のレベルが下がってきたといふふうなのを受けているのもありますが、このテストは、結局できる子とできない子を振り分けたいのだといふふうには、実際国会の中でも、また規制緩和、オリックスの宮内会長がこの規制緩和の委員の会長をしているようですが、こういう方ができる子とできない子を分ける、そのためにこういうふうなテストは必要だといふことを公的の場で言ったりもしております。

そして、できる子とできない子を分けて、その先には何があるかといふと、今度習熟度別指導といふのをすると。この習熟度別指導といふのは、既にもう今の中央教育審議会教育振興基本計画の中にはこれが導入されていて、2003年以降の学習指導要領では、きちっとこういう習熟度別指導をやりなさいといふふうなことを具体的に盛り込まれているといふことで、結局この全国学力テストといふのは、この習熟度別指導、これをさらに前に進めるためのものであるといふ観点で考えている学者等がいるわけでありましたが、この習熟度別指導につながるテストだといふ認識でいいのかどうか、そこら辺ちょっと教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 端的に申しまして、この学力テストによりまして振り分けをするのかといふ

お話でございますが、今までの我々といひましようか、学校といふのは、日本といふのは、日本と言った方がいいかもしれませんが、小学校、中学校、高等学校を通しましても、要するに一定の時間を教室に入って授業を受ければ卒業できるとか、あるいは字を覚えなければならぬのだけれども、5とか3とか7ぐらいでもう卒業してしまうといふふうな我々は履修主義と、こういうふうに言っているわけでございます。それでは本当の力ではないわけでございますので、これからは日本人として必要な最低の学力といひましようか、知力といひましようか、知力を支える意欲といふものもあるわけでございますけれども、それをやはりきちっと押さえるには、実のある習得、どれぐらい学んだかといふことはきちっと押さえて卒業させていくということが私はそういう意味での教育の変化があるだろうと、このように見ているわけございまして、これを振り分けとか、そういうふうな形は一切ないといふふうには考えていいと思ひます。

それから、習熟度別指導といふふうなことで昔から言われている言葉でございますけれども、私は正直なことを申しますと、文部科学省も、かつての文部省もよくこういうことを言うなと思ひているわけです。といひますのは、習熟度別にするといふことは、例えば3学級あるのを4学級とか5学級にして段階ごとに修了するといふふうなことを拡大してやったりするわけでございますが、そうしますと今の小学校、中学校といふのは、それを拡大するだけの教員の配置にはなっていないわけございまして、したがってよく言うなといふような感じがするわけでございます。昨今のいろいろな学者の話、私も経験を通しまして、習熟度別でやった方がいいのか、あるいは今議員ご指摘のように、マイナス面も結構あるわけでございますから、やはり生徒の心情とか、そういうもの

を十分考慮しながら、時にはむつ市の場合も調査してみますと、学期に1時間とか何時間と、ごく一部の分野でやった方がいいという場合もありますけれども、ほとんどの場合には、そういう習熟度別指導というようなことは、本当はやりたいけれども、それほどの教員配置が全くなっていないというのが実態でございますので、ご理解いただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 壇上でも私言いましたけれども、私はなるべく子供は伸び伸びと楽しい授業という環境で育ててあげたいと思います。なるべくテスト、テストで追い詰めないということをまずお願いしたいのと、ロシアの教育学者のクルプスカヤさん、この方はレーニンの奥さんでしたけれども、教育学者の第一人者でありまして、小学校では何を第一にやるべきかということを書いております。まず第一にやらなければならないのは、やっぱり健康と体力、この基本をしっかりとし身につけさせると、そういったところを基本にして、学校は子供がごく幼いときから、視覚、聴覚、触覚などといった外界感覚を鋭敏にさせ、発達させなければならない、そういうとにかく大人になるうえでの基本的な五体満足のそういう体に育て上げるというのが基本だというふうなことを言っております。今の若い方はもやしのように青白いかかというふうなことを言われております。これは、やっぱりそういうただ詰め込み、成績だけければいいということで、部屋の中でだけ育てたというのがそういう形の現象を生んでいるのではないかなというふうに思いますので、本当に太陽を浴びて真っ黒い、そういう子供をどんどん輩出するような、有能な人材を輩出するような下北地域になることを願って、次の質問に移りたいと思います。

最後に、第4点目ではありますが、むつ市政につ

いてであります。市長の答弁で私も改めてびっくりいたしました。むつ市内の200万円以下の給与所得者ですが、2万1,000人のうち5,000人で24%も占めていると。私の手に入れた資料で、例えば国保、今言った2万1,000人は給与所得者だと思います。その中で退職しているだとか、個人経営、そういう方が入っているのが国保であります。国保で私が例えば、これは旧むつ市のデータしかないのでありますが、9,000世帯の中で200万円以下だとされるのは、もう50%から55%、そういう比率を占めております。こういう個々では半分くらい占める、そしてサラリーマンでは24%を占める、こういう地域であります。国税庁で出した資料であります。200万円以下の給与所得者がどういう比率かといいまして、全国では今平均が21.7%です、これ平成16年度ですけれども。むつ市は24%と、平均より当然高い比率になっている。こういう地域においては、大変むつ市に住みたい、ところがこういう生活しかできない、そして、でもやっぱり住みたいという方、こういう方にきちっと目を向ける、そういう行政をしてもらいたいというふうに思ってこのテーマを取り上げました。

先ほどこういう方々が一番影響を受ける教育と福祉、それは予算の中でどのくらいを占めているかということをお聞きいたしまして、教育は8.8%、福祉は23.6%、これはちょうど私が計算したのと同じであります。たまたま資料がありましたので調べましたら、福祉は予算でどのくらいの比率を占めていたかといえますと、昭和54年は26.5%、昭和57年が25.5%、昭和62年が24.9%、このあたりから杉山市政が始まったと思います。平成4年が21.5%、平成8年で22.2%、平成15年度で21.7%と、今合併して23.6%というふうに、これはちょっと今までのデータとまた違う観点だと思っております。とにかく杉山市政になってから、

この福祉予算が減っているというのは見られると思います。

また、予算書を私は見たのでありますが、会計の締め方というか、それがまた違っているかもしれませんが、単純な比較はできないと思いますが、その予算書から見てもこのくらい福祉予算が削られているという実態があります。

教育の方を見ますと、昭和54年が14.0%、昭和57年が12.9%、昭和62年が11.7%と、やっぱりどんどん下がっております。先ほど言った平成18年度は8.7%、たった8.7%というふうに、杉山市政がこういう福祉・教育、低所得者層に一番影響を与えるこういう予算を削ってきたという事実、これはやっぱりお認めになるしかありませんね。市長、何か言いたいことがあればお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 統計の読み方を表面の数字だけでお読みになることは、少し浅はかな考え方で。例えば私は就任してから学校を幾らつくったと思いますか。学校をつくる予算も教育予算です。また、生活保護あるいは福祉といったようなものは、国の制度がどんどん変わったことに歩調を合わせている部分が大部分です。あなたは、ほかの方のいいところを探してくるのもうまいけれども、悪いところを指摘するのも実にうまい。しかし、比較の仕方に客観的な判断が入っていない部分が多いと私は申し上げたい。国の全体のレベルが下がっているのに、杉山市政だから下がったと、こう言っているのです。学校は1校つくると、どのくらい予算がかかると思いませんか。私は、就任してから小さい学校は余りつくっていないのです。これは、教育予算を押し上げた効果をもたらしている。このことによって、例えば具体的に、荒れる学校が減ってきた、ただし現在ふえているのは不登校であるとか、閉じこもりであるとか、そういう教育予算とただちに關係しない部分で問

題が生じている。一つの数字で政策のすべてを論ずることは、乱暴な判断の仕方であると私は申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 市長は、事あるごとに生活扶助費がふえた、ふえたと言うので、私も若干そこを調べたのでありますが、昭和54年度の生活保護費が7億8,900万円で、昭和62年が11億700万円、そして平成4年が10億円、平成8年が9億円、平成15年が11億5,900万円、平成18年度は合併してしまったから、大体旧町村の分も10億円ぐらい入って、それを外せば9億円、10億円弱なのです。だから、金額としては昭和62年を超えていないのが生活保護の金額なのです。これほとんど人数がふえていないと私は見るのでありますが、だから扶助費が上がった、上がったと言うけれども、実際見れば何も金額がふえていないというのが実態で、私も何人が一緒に、生活保護の相談に行ったのですが、やっぱりそういう意味ではむつ市は敷居が高くなっているのではないかと、そういう低所得者の方が気軽にそういう窓口に行けない、行っても追い返されると、そういう実態がこの数字にあらわれているのではないかなというふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、ご発言でちょっと不適切な表現がありますので、その点はご留意して、間もなく時間も来ますので、よろしく願いいたします。

○21番（横垣成年） 失礼いたしました。

それで言いたいの、こういうふうにも何も生活保護の金額はふえていないという実態を見て、私はやはりずっと杉山市政の中では福祉予算、さっき言った教育予算も比率としては少なくなっておりますから、やはり先ほど教育長が習熟度別で教師を配置したいけれども予算がないとかということも言うておりました。そういう意味で、大変教育

の方でも私は予算をふやすべきだと思うし、福祉も現に減ってきておりますから、せめて教育に0.01%、福祉でも0.01%ぐらい、総予算の、そういう予算を配分する、そういう立場で、もっと昭和54年、昭和57年、菊池渙治さんだとか、河野幸蔵さんが市長をされていたときの、そういう形にやっぱり戻すような方向で福祉・教育を充実させる考えがないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 生活保護を受けざるを得ない方に生活保護費を支給するのは、極めて当然なあり方です。生活保護費をこのくらい出すから受け取りなさいと言って勧めることはいたしません。生活保護費の枠をこれだけ決めましたから、もらってくださいよと勧めるような生活保護というのは、本来あり得ない。今まで産炭地域から生活保護費がふえていると言われてきました。産炭地域も復活している部分もあります。しかし、産炭地域は産炭地域であるという理由で、無為徒食の方々にも生活保護を支給してきたという歴史が20年前まであるのです。我々のまちが、今生活保護をできるだけ受けまいとしている心の動きも地域の方々の中にあるということも考えなければならぬ。地元でお年寄りが暮らしていて、子供、親戚が仕送りしてくれているという部分もあるので、いかにして公的な支援だけを当てにするかという、そういう心の動きが徐々に弱まりつつあるということもあるのです。あなたのご意見は、生活保護費を何%にふやせという意見ですから、世の流れに逆行しているご意見であると私は申し上げたい。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 私はそういう意味で言ったわけではないというふうにちょっと訂正させていただきますが、私は何も生活保護費予算をふやせとは言っていない、福祉全体の予算をふやしな

いと言っている。当然生活保護費は、はい、あなたはこっちから生活保護を受けなさいと、そんな押しつけるものではないのは、私も十分承知していますから。市長は、それ知っていながらそういう答弁するのはやっぱりまずいと思いますので。ですから、福祉全体の予算をふやす、そういう努力をするべきではないかと、杉山市政では現にやっぱり教育と福祉予算は減ってきて、それ以外何がふえているかというのは、別に言わなくても、いろいろそこはもう口酸っぱく私も言っているから、特に言いませんけれども、やっぱりそういう低所得者の多いこの地域でありますから、ぜひとも福祉・教育予算、今後とも一円でも多くその予算がふえるように私は奮闘することを誓って一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

柴田峯生議員

○議長（宮下順一郎） 次は、柴田峯生議員の登壇を求めます。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 新むつクラブの柴田でございます。これから一般質問を行います。むつ市議会第189回定例会に当たり一般質問を通告いたしました。順を追ってご質問をいたします。

初めに、開会日に行政報告があった8月7日、むつ市脇野沢愛宕山海水浴場での水難事故発生の

際に、関係者のご尽力によって命をとりとめたことは、まことにご同慶にたえません。ご努力と連携行動に深甚なる謝意を表します。ついては、次年度の海水浴場の開設に向けた計画立案に当たっては、施設の再検討と利用者に対する適正な心構えなどについて、今回の事故を教訓に万全のご努力をされるよう望みます。

なお、8月の猿被害、脇野沢小学校の生徒が囲まれた事故に関する議会への情報提供のおくれについては、私は遺憾だと思っております。今後迅速にされるよう要望しておきます。

さて、本題に入ります。今回私は大きなテーマとして、昨今の子育ての現状や少年たちを取り巻く環境が余りにも乱れ過ぎているような動向に思いをいたし、少年教育、児童保育のよりよい施設環境の充実強化を願い、そのあり方等に絞り、提言を交えながら、市長及び教育委員会委員長にお尋ねをいたします。ご答弁をお願いしたいと思います。

まず第1は、むつ市新保育再編計画と市の支援策についてであります。私立幼稚園については、青森県認可にかかわることから、就園奨励補助金等に関する部分にとどまりますが、ただ小学校入学後における教育の適正かつ円滑な移行に配慮する観点で、幼保一元化等に対応したご答弁を市長及び教育委員会委員長それぞれの立場からのご判断のうえなされるようあらかじめ申し上げておきます。

さて、少子化の波が小規模で遠隔地にある教育、保育の諸施設に押し寄せていますが、中心市街地、都市部にあっても同様で、人口のドーナツ化現象のため、関連するすべての施設に格差が生じてきましたし、その変革を求める進行速度も一段と加速しています。

このような世相に私は人口減少の抜本対策には迂遠ですが、人間教育、特に幼少期における子供

の育成としつけの大切さを考えたとき、それをしっかりと行うことが重要な視点であると思っています。そこでは、幼児期の子供自らがあらゆる社会で人間として集団的な体験を通じて、とりわけ集団のかかわりの中で個性を磨くことと遊びを体験する、その教育と保育の相乗作用が働くこと、またそれに基礎的なしつけの習慣化が生かされることによって幼児期の大事な人格形成が形づくられてくるものと思っています。

一方では、保護者の生活維持機能や働く環境に格差が言われる現状に、家庭環境には多大の変化をもたらしていることも事実であって、このためしつけや家庭のきずなが縛りに変わってくるという今日の日本の風潮は、子供たちに逃げ場を与えることなく他人への怒りのみが内蔵されてしまい、その結果、切れる子供たちが続出、信じがたい事件につながる不幸な事件で報道をにぎわしています。これらのことを推察するとき、今日では緩やかなきずなを習慣化して、体得できる幼児期の保育と教育のよりよい連携の重要性が存在することが認識されます。一層の振興が求められると言っても過言ではないでしょう。

その役割を担うべき保育所、園も含めますが、幼稚園が長い歴史をはぐくんで今日に至っていますけれども、いずれも少子化の影響をもろにかぶり、新しいサービスのニーズに戸惑い、また変革の要請に思考の日々を繰り返していることも事実であります。

保育に欠ける子に限定された認可保育所に比し、認可外といった区分だけで不利な条件を強いられながら、それなりの子育てに努めている保育施設の存在も今日的課題であります。また、都市部での定員枠が20%を超える保育所がある一方では、待機児童があふれる現実や、本市のように合併に伴い旧市町村間により保育料徴収金の格差を持つもの、家庭の所得の減少から保育や教育に欠

ける子供でありながら、保育所や幼稚園に託せないため、定員割れのための経営上の悩みを抱えている過疎地などの多くの施設もあります。これが時代の流れでありましょうが、保育再編へのニーズであり、きっかけであります。

ところで、本市では去る7月11日付で議長を通じて私ども議員に新むつ市保育再編計画が示されました。これは、合併により新市の保育状況を見定める必要から、新たな計画を策定したものと受けとめています。これに沿ってお尋ねをします。きのうの鎌田議員及び後で登壇される工藤孝夫議員の質問と重複する部分はできるだけ割愛いたしたいと考えていますが、一部に重複したときはご了承願いたいと思います。

まず一つ目の質問は、保育所と幼稚園の現状についてであります。ここでは公立保育所の老朽化施設の耐力度の内容、借り上げ用地の賃借契約と賃借料の現在状況、入所児の減少の歯どめができていない内容及び私立保育所の財務内容公表制度に基づく経営実態の動向などをまずお伺いします。

また、私立幼稚園についても、定員割れによる経営実態と各施設の保育に欠ける子供への対応状況についてもお伺いします。

二つ目は、保育の将来方向についてであります。ここでは、公立保育所の民間移譲、公設民営化の問題にどのように対応されていくのか、その問題点とメリット、デメリットにはどんなものが上げられるのか。また、市民が受け入れできる理解度は高まっているのか。これらの啓発の状況や施設統合の問題点とはどのように絡み合っているのか。そして、どのような施設間の統合がよりよく適正と考えられているのかなどをお伺いします。特に柳町保育所と第一川内保育所の項でも言及している中で、用地が市有地であることが民間移譲などに取り組みやすいと表現している。その根拠

は何でしょうか、その理由もお答えください。

三つ目は、施策の方向と財政改革の流れや支援体制等についてであります。ここでは、前期保育再編計画と後期再編計画に要する財政支出の概算と、その資金調達の計画及びその可能性についてお伺いします。また、保育所等に関し、三位一体改革に伴い、税源移譲や地方交付税制度改革などでの一般財源化でどのような変化が生じていますか、その実態をお伺いします。

加えて県の財政改革プランに沿い、保育園児の保育料や幼稚園児への補助廃止等の動向についてもお伺いします。

また、このような中で市として新計画を実行していくうえで保育料の統一と軽減、施設整備への助成等にはどのような支援策をもって対応していくおつもりか、お答えいただきたいと思います。

四つ目は、幼稚園と保育所の両施設の一元化及び指定管理者制度についてであります。平成10年6月30日、中央教育審議会が新しい時代に対応し、幼稚園、保育所の役割を見直そうとして、新しい時代を開く心を育てるために、「次世代を育てる心を失う危機に」と題して次の5点を示しています。

一つは、幼稚園、保育園で道德性の芽生えを培おう、二つ目は体験活動を積極的に取り入れよう、三つ目は、幼児の自然体験プログラムを提供しよう、四つ目は幼稚園、保育所による子育て支援を進めよう、五つ目は、幼稚園、保育所の教育、保育と小学校教育の連携を工夫しようとの提言でありました。これが幼保一元化の走りとも言えるものでしたが、その後も国会での議論が進み、本年8月4日に厚生労働省と文部科学省が施設の認定基準の指針を、ガイドラインでございしますが、幼保一元化に伴い、官報で告示しました。

加えて、国は都道府県に対し、認定のための基準について条例化を進め、この9月定例会に諮る

よう求めたようで、制度発足のための準備が着々と進められていると伺っています。けさほどの中央紙によりますと、県議会が本日から開会されますので、そのことを載せております。条例改正が本日の朝刊に載っております。

それでは、幼稚園の4時間、保育所の8時間保育とそれぞれの機能を生かし、そのうえで子育て支援の拡大を図ろうとするもので、お互いに欠点を少しずつでも補完し合い、少子化の防止に一役買わせようとする制度の導入であります。

昨日市長から鎌田議員への答弁にありましたが、これでは幼保連携型、二つ目は幼稚園型、三つ目は保育所型のほかに、幼保とも無認可施設に対応した地方裁量型の四つのタイプが容認されております。いわゆる垣根のない幼児教育の実現が望まれています。このような動きに現に老朽化や定員割れ、赤字体質の施設等が混在する本市としては、保育環境の充実改善のため、これらの選択に積極的に取り組むべきであります。もちろん市民、保護者や施設管理者とのコミュニケーションを十分図っていかねばなりません、市長はこのことをどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

また、厚生労働省と文部科学省では、明年度に全国30カ所程度の実施を目指し、予算化を掲げています。本市も名乗りを上げてはいかがでしょうか、お伺いします。

加えて保育所を幼稚園経営者に一元化した指定管理者制度の導入ができないものかお伺いします。

五つ目は、多様な保育サービスのニーズに対応して、現に本市において行われている保育所及び私立幼稚園での特別保育事業について、どのような事業種目で内容で、その事業が行われているのか、その実態や実施状況を具体的にご説明ください。

なお、認可は得たものの遊休化している事業はないのか、あわせてお伺いします。

次に、大きな二つ目として、下北少年自然の家の存続について、市長及び教育委員会委員長からそれぞれの立場に即してお答え願います。

一つ目は、県立施設としての廃止問題に対する市民、青少年関連団体の動向についてであります。市長及び市議会に各種団体から要望書が提出されていますが、その要望内容と趣旨は大体同じ傾向の記述がされ、ご丁寧にも市財政の状況を心配し、県立の維持を要望するものとなっています。市議会で昨年、ことしと県知事及び県議会議長に要望書を提出していますが、実現性は極めて不透明であって、議会としてもこのまま放置できるものではありません。したがって、本会議において意見書等を提案し、決議することを会派代表者会議等で申し合わせています。しかし、私には要望書を提出された市内の諸団体の全県的な働きかけの動きがよく見えてきませんし、なぜ県議会へ存続のための請願行動などがなされないのか理解できません。市長及び教育委員会委員長として、それらの動向を把握されているとすれば、その内容等をお答えください。

二つ目は、青森県知事から市長に対する活用計画要望書の提出要請文書についてであります。市長と教育委員会が対応を協議し、回答延期をされたと報道がなされています。しかし、残念なことには、この件は市政にとっても重要な案件であるにもかかわらず、その対応について議会に行政報告がないままにもマスコミ報道が先行することはいかがなものでしょうか。要望運動は、議会とともにしながらこのようなことでは、また市長が会長を務める下北総合開発期成同盟会の活動などでも信頼関係を損なうことになりかねません。情報の共有なくして市政と議会の両輪が生かされるとは思えません。延期によって明るい見通しが出て

くるのか、あわせてご回答いただきたい。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 柴田議員のテーマは新保育再編計画というものでありますが、内容はいわば幼保一元がどの辺までいっているかということについてのお尋ねのように思われます。一つ一つお答えいたしますが、細かい部分については、保健福祉部長、それから二つ目の質問の下北少年自然の家存続ということについては、私からお答えする部分と、これは県の教育委員会が下北少年自然の家を閉めたいという方向性を示しておりまして、これについては市の教育委員会との交渉が中心になっておりますので、ある意味私の不満、ぐだめきも含めて申し上げたいと、そう思っております。

まず、新保育再編計画であります。答弁これは前後いたします。ご質問の第2点目の保育の将来方向について、まずお答えいたしたいと思えます。公立保育所の民間移譲、公設民営化の問題にどのように対応していくかとのことについてであります。新むつ市保育再編計画では、公立保育所の民間移譲、廃止、統合について規定しており、公設民営方式は計画としては予定をいたしていないところであります。公立保育所の民間移譲、廃止、統合について検討している理由は、かつての急速な人口の増加によって、市は保育環境の整備を迫られ、多くの保育施設を優先的に整備した経緯があります。しかし、今ここに至って少子化が進み、保育所の定員に大きな欠員が生じる状況にあっては、保育所の廃止による適正な定員管理を進め、さらに老朽化した施設を統合することにより、保育環境の向上を図るとともに、あわせて定員管理の適正化により市内における保育所経営の安定を図る必要があるからであります。

民間保育園は、自らの保育方針に基づき、それぞれの施設の特徴を生かし、保護者のニーズにこたえようと努力しており、公立保育所に比べて保育時間をさらに長くした延長保育を実施するなど、充実した保育サービスを打ち出しております。このことが保護者のニーズに合致し、民間保育園が定員を上回っているものの、公立保育所は定員に満たないという状況となっております。市は、保育に欠ける児童を措置することが務めであり、その意味では民間の保育園の育成にも配慮しなければならぬところであります。

児童が減少する中であって、保育の措置に関し、公立保育所と民間保育園とが競合することは避けるべきであり、保育所は保育に欠ける児童の状況を地理的条件から検討して、適正に配置されることが望ましいものと考えております。民にできることは民へとの基本的な考えのもと、総合的な保育環境を考慮しながら、公立保育所の民間移譲を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民の受け入れ理解度は高まっているのかとのことについてであります。市ではこれまで地域住民の理解を得ながら、保育所の統合、廃止、民間移譲を進めてまいりました。これらを進めるに当たって、市民から苦情等が寄せられていない状況を見ますと、市の施策は地域の方々に受け入れられているものと判断いたしているところであります。

施設間の統合がより適正と考えているかとのことについては、地域の状況と移譲を受ける事業者の運営方針等により認定こども園も選択肢の一つであろうと考えております。用地が私有地であることが民間移譲に取り組みやすいとしている根拠は何かとのことについてであります。私有地を借地する際の条件が市の保有する公共施設の設置であることから、市が建物を移譲する行為が借地の条件に違反し、建物の撤去による返還を求めら

れる可能性があること、さらに譲渡を受けた事業者と土地の所有者との間で良好な関係を長期にわたり維持できるかが問題となり、トラブルが発生した場合に被害をこうむるのは市民であることから、このような懸案を抱えたまま民間に移譲するのは好ましくないとの考え方であります。

次に、ご質問の第4点目、幼稚園と保育所の両施設の一元化及び指定管理者制度についてであります。幼保一元化の問題については、国がこの制度の検討に入る以前から私の持論として実施すべきであるし、そうなるであろうということを申し上げてまいりました。ほぼ三十数年前からこのことについては県議会等でも発言をしてまいったところであります。

国が全国35カ所でモデル事業を実施し、その結果を踏まえ、10月1日から認定こども園が発足することは、今後の幼児教育と保育に対する考え方を大きく変えるものであらうと思っているところであります。

認定こども園に対する国の指針は示されましたが、県の認定基準が現在県議会において審議されているようでありますので、その詳細については承知しておりませんが、現在運営している幼稚園、保育園が転換可能なものであることを望むものであります。

公立保育所の幼保一元化については、市には幼稚園の運営経験がありませんし、民間移譲を推進している状況から、移行することはできませんが、移譲の際には地域のニーズに応じて、移譲を受ける団体が適切に判断されるものと考えております。指定管理者制度については、これまで申し上げましたとおり、民間移譲を推進するという方針でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。その他のご質問については、保健福祉部長より答弁いたさせます。

次に、ご質問の大きな2点目、下北少年自然の

家の存続についてのご質問にお答えいたします。まず、質問要旨の第1点目、青森県立施設としての廃止問題に対する市民、青少年関連団体の動向についてであります。当該施設を引き続き県立で存続させていただきたい旨の要望につきましては、むつ市議会、下北総合開発期成同盟会が県知事に対して行っているところであります。特にむつ市議会は下北総合開発期成同盟会以前に県知事に要望をなさっております。

また、日本ボーイスカウト青森県連盟のむつ市各支団、社団法人ガールスカウト日本連盟青森県第5団、むつ市子ども会育成会連絡協議会、むつ市連合PTA及び青少年育成むつ市民会議といった各青少年関連団体が立地条件のすぐれた当該施設の閉所に異を唱え、それぞれの立場から先般私に対し、県に強く県営での存続を訴えるよう要請があったところであります。同趣旨の要請が市議会議長に対してもなされたことは柴田議員もご承知のとおりであります。私に提出されました要望書は、去る8月11日に私からの改めての要望書に添付して、県知事及び県教育委員長へ写しを提出いたしております。このほかに社団法人青森県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト青森県連盟及び社団法人ガールスカウト日本連盟青森県支部が市内のこのような活動に呼応して、連名で県教育委員長に別途要望していると伺っております。また、各団体では、地元選出の県議会議員にもそれぞれ口頭であります。支援をお願いしていただいているとのことでありますし、現在は連携して署名運動を展開中であり、後日県知事に直接手渡したいとする意向もお聞きしているところであります。

教育を大きく後退させることは許すまじとする教育環境に対する市民の方々の熱い活動につきましては、大変ありがたく、心から感謝いたしております。私どもが判断を下さなけれ

ばならない時期まで余り余裕のない大変厳しい状況下ではありますが、私もこうした市民の皆様様の熱い後押しを受けて、最善の努力をしてみたいものと思っております。柴田議員初め議員の皆様にもよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次は、質問要旨の第2点目、青森県知事からの市長に対する活用計画要望の提出要請文書についてであります。県からは、市長あて及び教育長あてに県教育長名で閉所後の活用計画の有無について、8月25日までの回答を要請されていたところではありますが、市としては、第1点目の質問にもお答えしましたとおり、当該施設につきましては、むつ市議会、下北総合開発期成同盟会及び各種市民団体と連携をとりながら、県直営による施設の存続を要望しているところであり、判断を下すには時期尚早であろうとのことから、延期保留としたところでもあります。ただし、教育委員会では当該施設が当地域にとっては重要な教育施設との位置づけから、あくまでも引き続き県での経営を第一義としながら、県が最終的に廃止とした場合に、この地域から存在度の高い教育施設をなくしたくないという思いから、市で運営するとすればどのような問題が生じるかなどを検討しております。この検討した中身について、県教育委員会が活用計画の有無についての回答を求めた段階で、あらかじめ把握しておきたいとのことでありますので、正式な運営意思の決定ではない旨の、双方確認のうえ回答することを承諾したところがあります。柴田議員お話しの県への回答延期を市と教育委員会だけで決めて議会に行政報告がないのはいかがなものかということではありますが、以上のように、状況の見きわめがまだ予断を許さないところでもありますことから、議会への報告に至っていないということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは私から、ただいま市長からご答弁申し上げました項目以外につきまして、お答えを申し上げたいと存じます。

まず、ご質問の第1点目の保育所及び幼稚園の現状についてであります。公立保育所6カ所の現状を申し上げますと、大畑中央保育所を除いて、いずれの施設も耐用年数を経過しており、保育環境を考慮いたしますと、トイレ、保育室の床、土台、廊下、外壁などの改修が必要な状況となっております。

次に、借り上げ用地の賃貸契約と賃借料の現状状況についてであります。賃貸契約を交わしております保育所は、いずれもむつ地区の新町保育所、横迎町保育所、緑町保育所の3カ所でありまして、平成18年度の賃借料は約357万8,000円となっております。

次に、入所児減少に歯どめができない理由については、当市の出生者数に原因があるものと考えてございます。市の出生者数の推移を見ますと、平成2年の749人をピークといたしまして年々減少しており、平成17年は493人で、平成2年と比較しまして256人の減、率にしますと34.2%の大幅な減となっております。

また、私立保育園の経営実態につきましては、情報を把握してございませんので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、施策の方向と財政改革の流れや支援体制についてであります。前期保育再編計画と後期保育再編計画に要する財政支出については、保育所の規模と経過年数により経費に変動がありますが、保育所1カ所あたりおおむね2,000万円から3,000万円の改修費が必要であろうと見込んでおります。その財源は、次年度以降の移譲により削減される経費を充てることが可能でございます。

次に、三位一体改革に伴う税源移譲、地方交付税制度改革での一般財源化でどのような変化があるかについてであります。公立保育所の運営費は、平成15年度までは国及び県の支出金として交付されておりましたが、平成16年度からはすべて一般財源化されてございます。

次に、県の財政改革プランに沿った保育園児の保育料への補助廃止などの動向についてありますが、出生率の向上と親が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを目指して、平成8年10月から保護者の負担する保育料のうち、第3子以降の保育料について、県と市町村が軽減を行う青森県保育料軽減事業を実施してまいりました。県では、平成15年度に財政健全化のためさまざまな見直しを行い、平成16年度から平成20年度までの5年間に見込まれる財源不足の解消を図ることとし、財政改革プランを公表いたしております。しかし、このプランは保育料の軽減事業を検証したところ、出生率の向上に結びつかないなどの理由で、平成19年度から3歳以上児の軽減は廃止されることになっております。

また、保育料の統一と軽減につきましては、現在の保育料は旧市町村の保育料算定基準が適用されており、合併協定に基づきまして、合併後5年以内に統一することとしております。

また、保育料の軽減につきましては、国の基準により2児及び3児の入所児童に対しまして軽減を行っておりますし、基準の所得税課税及び市町村民税の階層を市が独自に細分化しまして、所得に応じた納めやすい保育料に設定いたしております。

保育施設の整備への助成などの支援策については、国からの次世代育成支援対策交付金は公立保育所が交付の対象にならないことから、民間移譲後必要な施設に対し、確保できるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第5点目ですが、特別保育事業の具体的な事業の実施状況についてであります。現在市で行われております特別保育事業については、新むつ市保育再編計画にもありますように、延長保育促進事業は公立にあっては午前7時30分から午後6時30分まで、また私立にあっては、午前7時から午後6時30分までの延長保育であります。

また、障害児保育事業につきましては、保育に欠ける軽、中度障害で集団生活が可能な児童を受け入れしております。

乳児保育事業につきましては、公立、私立とも生後6カ月以上の乳児を受け入れしております。地域子育て支援センター事業は、地域全体で子育てを支援する基盤の形式を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施しております。

地域活動事業としては、世代間交流の一環として、地域のお年寄りや高校生のボランティア等との交流を行っております。

一時保育事業としては、保護者の傷病、入院、災害、事故等の突発的な状況に置かれた児童を緊急一時的に保育しております。

また、許可は得たものの遊休化している事業についてであります。入所対象児童がいれば実施していることから、遊休化している事業はないと考えております。

以上であります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまの質問の中の最初の質問ですが、新保育再編計画と市の支援措置についてという中で、三位一体改革に伴う税源移譲、それから地方交付税制度改革での一般財源化でどのような変化があるかということについて、若干補足させていただきます。

公立保育所の運営費に対します国及び県の支出金についてでございますが、平成16年度から一般財源化になりまして、国及び県の支出金が前年度に比較いたしますと、約1億5,000万円減となっております。ただ、普通交付税の基準財政需要額の算定におきまして、保育所の運営費分がほぼ同額が増額算入されているものでありまして、一般財源化での変化はないと。建前上は一応そういうことになっておりますが、実態は平成15年度から地方交付税は約5.5%ぐらい減っております。額で言いますと4億7,000万円前後が減っておりますので、これとあわせ考えますと、本当に影響がなかったかというのについては、明確に絶対ないとは申し上げられる段階ではございませんが、建前上は影響がないというようなことにされておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 柴田議員ご質問の中の幼稚園の現状についてお答えいたします。

本市にあります九つの幼稚園は、いずれも公立以外の学校法人が経営主体となっている私立幼稚園でありまして、設置に関する認可及び運営、指導、助言等は青森県が行っているところであります。本市における平成18年5月1日現在の3歳児から5歳児までの幼児数は1,810名あり、そのうち幼稚園の就園児数は796名で、就園率は約45%となっております。

地区別に申し上げますと、むつ地区が7園で713名、川内地区が1園で30名、大畑地区が1園で53名となっております。また、幼稚園には私学助成法に基づき保護者の経済的負担の軽減を図るため、家庭の所得に応じて給付する幼稚園就園奨励費補助金と、すくすく子育て支援費補助金を交付し、幼稚園利用料の減免を行っております。

なお、市の平成17年度における助成実績は、国

庫補助金を活用した幼稚園就園奨励費補助金の該当者が628名で、助成額が4,800万2,800円、県費補助金を活用したすくすく子育て支援費補助金の該当者が99名で、助成額が683万6,709円となっております。

次に、ご質問の定数割れによる経営実態等についてでございますが、市内九つの幼稚園中七つの幼稚園で定数割れの状況にあります。その対応並びに経営等につきましては、各幼稚園とも創意工夫のもと、懸命にご努力されていると伺っているところであります。

次のご質問であります青森県財政改革プランに沿った幼稚園児への補助廃止などの動向についてお答えいたします。補助廃止予定となっている補助金は、第3子以降の園児のいる保護者に対して行うすくすく子育て支援費補助金であり、県からは来年度以降廃止する予定との情報を受けているところであります。このことにつきましては、私どもにおきましても、県市町村教育委員会連絡協議会及び県都市教育長連絡協議会を通しまして、県に存続するよう強く要望しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 私は、まず先に川内の実態を申し上げたいと思います。

ご承知のように、川内には公立の保育所、そして私立の保育園、そして私立の幼稚園と三つございます。現在のところを見ますと、いずれも定数を割っております。現に私第一川内保育所を訪問しまして、施設が120人定員でつくられていると。その後川内町では平成7年に廃止の問題が出たけれども、廃止をしないで、定数を減らして今日に至っているという状況のようなのです。私施設を見まして、一部校庭の入り口の階段などが非常に傷んでおります。建物そのものも全体的に傷んでいるようには感じましたが、まだまだ十分使える

建物であります。加えて私、私立の幼稚園をも訪問したわけです。私立の幼稚園を訪問しまして、園長からお話を伺いまして、子供たちの活動の状況を見てまいりましたが、その中で感じたことは、延長保育を幼稚園がおやりになっているというようなことでありました。この幼稚園には、実は脇野沢からも通っている子がいるわけです。保護者のいわゆる所得関係から脇野沢の保育所に上げるとすれば格差があるわけです、現在。高所得者の人の一番高いのはむつ地区、次が脇野沢地区、そして大畑地区、川内地区は安いという線、高くても2万8,000円か2万9,000円で保育所が賄われているわけです。ところが、むつ地区も脇野沢地区も4万円を超える額が負担という形になっております。したがって、5年間でこれを是正するという考え方は、私はいかがなものかと思っているわけです。この高い部分をできるだけ速やかな調整をすることによって、脇野沢の保育所、私立の保育園の児童の確保の問題もあります。

それから、川内を含む西通り地区の今後の出生児童の見通しというものを考えましても、やはり私は市も大いに力をかけて、その設置者とも十分話し合いして幼保一元化の施設を確かなものにしていくということが大事だろうと思うのです。公立を廃することによって、幼稚園でそれをカバーしていただくと、幼保一元化の場所があるわけです。ただ私は、保育所、公立を廃止して、私立1カ所だけの保育園というのは競争原理が働きません、いい意味で。したがって、できれば川内地区にはそういう幼保一元化、そして私立の保育所という並立していくのが全く望ましい今後の姿ではないかと思っているわけです。その辺市長からひとつお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 幼稚園、保育所の、幼保一元という言葉は今使えない状況に、まだ使えないで

すね。先ほど申し上げましたように、9月県議会で認定こども園という、いわば40年以上勢力争いやってきた厚生省と文部省が妥協の産物としてそういう名前を都道府県の認定のもとにやれと言っているようなもの。幼保一元というのは、現代の社会ではもう絶対必要なものになってきている。その数、入園、入所する数をどう把握するかということが今後の保育所、幼稚園をどう運営してもらうべきかというところに大きな要素があると思います。私が申し上げるまでもないと思いますが、今小学校を建設する際、中学校を建設する際には、将来の入学児童・生徒の数を十分検討してやりませう。これがよく当たらないのです。例えばむつ地区の場合は、苦生小学校、建てた途端に教室が足らなかった。むつ中学校は、建てた途端に教室が余った。幼稚園、保育所もそういう現象が生じないとは限らない。ですから、柴田議員のおっしゃるその理論的な方向性はよくわかるのでありますが、果たしてそれだけで民間の経営者の方々がそれに加わってくるかどうか、その考え方に乗るかどうかということに非常に難しい問題があると思うのです。ですから、これはあくまでも市の方で基本的に計画をつくり、それに対して反応を確かめるという作業が絶対必要だろうと、そう思っております。基本的な資料については、ある程度検討が進んでおりますので、それらについての協議を進めるということにしていきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） それから、もう一点お伺いしたいのは、この再編計画を見ますと、あらかじめ統合等を想定して用地をお買いになったと。聞きますと、旧はまなす農協の土地だというお話ですけども、それが現在では狭隘で使い物にならないという報告になっているわけです。だとすれば、今後現在ある大畑地区、川内地区を除いたむつ地

区の保育所をどのように再編するのが一番適切なのか、そこが私は一番大事なところだと思うのです。その場合、今出ている、庁舎の問題になっているアークスプラザなんかも使えないのですか。

1カ所に集めて、そしてバスを使って子供たちを集めるという効率的な方法もできるのではないかと私は思うのですが、市長いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 旧はまなす農協の米倉庫の用地を買い、道路敷地を田名部畜産農協から無償で寄附を受けました。ここに保育所、幼稚園をつくるというのはおかしいという議論は、庁内の議論なのです。なぜ庁内の議論かというと、あそこにありますいろんな大型小売店のモールがあるからだめだという論理なのです。果たしてそれだけの論理であれがだめだと言えるかどうか。面積的には十分あるのです。ただし、道路は市の土地になっておりますが、これを民間の方々も使わないといけないという条件にはなっておりますが、これをもし使えるということになると、横迎町、新町の今借地をして使っている保育所、これを統合して1カ所に建設できるということになります。そのほかに、近所に幼稚園が二つありますから、経営移譲も可能であろうと、そういう思いを私は持っております。現在庁内で議論の糸口にたどり着いたところでありますから、今後少し、各方面からの議論も伺いながら、あの土地でどうかと。子供を迎えに行き買い物してくるというようなこともできるので、そういう活用方法もあるということも考えに入れる必要があるのではないかと考えております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） そうしますと、この再編計画というのは、その委員になった方々がほとんど市

役所の担当課の係、そして川内保育所、大畑保育所入っていますが、一部保健福祉部の児童家庭係入っていますが、そうしますと、この再編計画というのは、今市長の答弁からすると、あくまでも事務段階の答申であったと受けとめてよろしいですか。その辺お答えいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 事務的な検討に基づくものであって、最終的に私の立場でまだ決裁をいたしておりません。

○議長（宮下順一郎） これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

○議長（宮下順一郎） この際、先ほどの柴田峯生議員の一般質問に対する答弁について、発言の訂正の申し入れがありますので、これを許可いたします。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 先ほど柴田議員の新むつ市保育再編計画に関する最後のご質問の部分で、保育再編計画については、まだ決裁をしていない旨のお答えを申し上げましたけれども、これは間違いでありまして、訂正をさせていただきます。

ただ、新町に取得いたしております旧下北農協の土地については、十分な検討が必要である旨記述いたしております。今後建設可能であるかどうかを改めて深く検討し、議員各位にもまた説明をさせていただきたいと思っております。おわび

して訂正をいたします。

○議長（宮下順一郎） これで発言の訂正を終わります。

工藤孝夫議員

○議長（宮下順一郎） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 日本共産党の旧川内町、工藤孝夫です。むつ市議会第189回定例会に当たり、通告に基づいて質問いたします。

第1は、自然環境について、その一環であります川内川支流既設堰堤への魚道整備についてであります。この件については、合併前の町議会においてもただしてきた問題であることを申し添えておきたいと思えます。

川内川河川は、県内及び全国の釣り河川ブックでも紹介されている有力河川の一つであります。しかしながら、本流に注ぐ中小のほとんどの沢河川に砂防を含む堰堤がつくられています。しかし、これが魚道設置のない構造のため、魚の遡上を妨げているのが実態となっています。このことにより、ヤマメ、イワナなど自然採卵場所が奪われ、自然環境の破壊であります。清流を常に条件とするイワナなどは、特に自然環境が守られないと、やがては幻の魚になりかねないのであります。自然環境がよく守られ、あらゆる種類の成魚が豊富に生息し、以前の宝庫河川の再現を図るためにも、中小ダムはもちろん、沢河川の堰堤に魚道を設置し、自然採卵できる環境をつくるよう関係機関に働きかけていくことを強く要望するものですが、答弁を求めます。

質問の第2は、乳幼児医療費の受領委任払い（現物給付）についてであります。この質問事項についても、父母の切実な声が多く、合併前の川内町

議会でも重要課題として取り上げてきたという経緯があることも申し添えるものであります。

さて、今若い親たちは、子供の笑顔に励まされながら、仕事と子育てを両腕に抱えて懸命に家庭をはぐくんでいます。こうした中、子育ての大きな不安の一つに子供の病気があります。ご承知のように、子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いいため、重症化することが多いのも実際としてあり、行政の支援が望まれています。

乳幼児医療費給付が保険及び出生、育児環境の向上を目的に平成5年度より実施となりました。しかしながら、ゼロ歳児は現物給付であるものの、それ以上の3歳児までは入院、通院とも、また4歳児から就学前の6歳児の入院費がともに償還払いであります。手続により還付を受けるとしても、一たん窓口での支払いは手続上も、そして何よりも現金の準備や負担が大変であり、幼児を持つ父母の切なる要望となっております。こうした負担緩和のために、また子育て支援の一環としても現物給付事業に踏み切ることを検討されますように強く要請するものですが、答弁を求めます。

質問の第3は、保育所の再編成計画についてであります。この件につきましては、まず午前中の柴田議員の質問要旨と大方が重複する項目であります。通告しておりますので、ご了解願いたいと思えます。

今国民生活の格差と貧困の拡大が大きな社会問題となる中で、保育の分野でも官から民へということで、政府や自治体の公的役割が後退されようとしています。こうした流れの中で、このほど新むつ市保育再編計画の策定が公表されたところであります。計画によりますと、計画の期限を平成18年度から平成26年度までと位置づけています。これを平成18年度から平成21年度までを前期とし、平成22年度から平成26年度までを後期としています。第一川内保育所は、保育再編計画の前期

として来年度、すなわち平成19年度末に廃止または移譲するとしています。この問題をめぐっては、既に父母を含めて話題となって、意見が錯綜していることはご承知のことと思います。

また、先般神奈川県横浜市の横浜地方裁判所の判決で、行政が民営化するに当たって、保護者との十分な合意のないまま進めたことに対して違法であるとされたこともご承知のとおりであります。

この全国初の判決の内容は、一つに、わずか3カ月の間で職員が一斉に入れかわり、子供の混乱などといった保育環境の悪化があったこと、二つに、市側の説明不十分であったこと、三つに、保護者の同意なくしての民営化は児童の健全育成を義務づけた児童福祉法などに違反していること、判決の骨格は、以上のものであります。私も当然のこととして受けとめております。第一川内保育所の計画再編までの期限は迫っており、どのような方向づけがなされるのか、以下具体的にお尋ねいたします。

1点に、民間幼稚園との一元化なのか、保育所への移譲を考えているのか。2点に、障害児保育、延長保育事業、送迎サービス等はどうなるのか、職員の雇用形態はどのようになるのか。3点に、保育料は所得税階層が5階、6階層で見ても、旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村間では大した差がないのに、旧むつ市と旧3町村間では1万円を超えてむつ市が高く、大きな格差となっています。民間移譲になった場合、保育料が高くなることはないのか。4点に、メリット、デメリットを含め、地域や保護者との納得と合意が最も大事な基本であります。この合意形成をいかにして進められるのか、プログラムのなものをお示し願いたい。

以上であります。前進ある答弁を求めて、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

川内川支流既設堰堤への魚道整備についてのご質問であります。川内川にはたくさんの支流があり、それが本流と合流して陸奥湾へとつながる命の循環により、私たちに豊かな自然の恵みをもたらしてくれる県内有数の河川であると認識しております。本来堰堤の設置については、治山事業として森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から国民の生命、財産を保全し、また水源の涵養、生活環境の保全、形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであります。

現在川内川支流の既設堰堤は、下北森林管理署管理が42基、県管理が10基設置されており、そのうち魚道が設置されているのは県管理の3基であります。この状況から、新規に計画される堰堤については、魚道設置の強い要望があれば前向きに検討するとの意向を承っておりますが、既に設置されております堰堤への魚道設置、いわゆるハード対策で整備するには膨大な時間と費用を要することから、下北森林管理署及び県との十分な協議をしながら、河川環境についてもこれまでの流域の人々と川内川のかかわりを考慮しつつ、良好な景観を保持し、ヤマメ、イワナなどの自然採卵ができるような多様な動植物の生息、生育する豊かな自然環境を次代に引き継ぐよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜ります。

次に、医療給付事業についてのご質問にお答えいたします。乳幼児を健やかに産み育てるためには、各種の健康診査及び保健指導とともに、抵抗力の弱い乳幼児の疾患の早期発見、早期治療が必要であることから、父母などの経済的な負担を軽減し、乳幼児に対し、速やかな診察や治療の機会を与えることを目的とし、平成5年10月から青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要綱に基づき、む

つ市乳幼児医療費給付事業を実施しているところ
であります。

平成17年度においては、受給資格証を1,558人
に対し交付しており、給付額の総額は約4,019万
2,000円となっております。青森県乳幼児はつら
つ育成事業は、給付申請者の扶養数に応じた所得
制限を設けておりますが、該当する支払い金額に
対し、県、市がそれぞれ2分の1ずつ負担して給
付しております。そして、この事業の対象年齢及
び給付範囲は、零歳児から3歳児までは通院費と
入院費を、4歳児から就業前の6歳児には入院費
だけが給付されることとなっております。

給付の方法といたしましては、国民健康保険加
入者の零歳児がいわゆる現物給付とし、医療機関
での支払いの必要はなく、それ以外の受給資格者
はいわゆる償還払いとし、一たん医療機関に自己
負担分を支払いし、翌月以降に市各庁舎担当窓口
に申請していただいてから保護者の口座に振り込
むという方法をとっております。

工藤孝夫議員のご質問の趣旨は、国民健康保険
加入者の零歳児以外についても保護者の一時払い
負担を緩和するために現物給付を拡大しなさいと
いうことであろうかと思えます。さきのむつ市議
会第188回定例会において、濱田議員の議案第54号
に対するご質問及び本定例会議案第68号における
千賀議員のご質問に対して申し述べましたよう
に、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要綱の規
定により、原則として保護者の申請に基づき支払
うものとすると言われておりますことから、これま
で償還払いとしてきたところであります。

現物給付を実施する方法としては、医療費の請
求機関である国民健康保険団体連合会及び社会保
険診療報酬支払基金に委託する方法と、医師会に
お願いする2通りの選択肢があります。請求機関
に委託する場合には、請求機関のシステム
変更を伴う経費及び委託料が必要となります。ま

た、医師会にお願いする場合は、各医療機関の事
務に負担とならないよう十分な協議と医師会の理
解と協力が必要であると言えます。いずれにいた
しましても、市民の強い要望のある事項でありま
すので、関係機関と協議を行い、実現に向けて努
力してまいりますので、ご理解賜りたいと存じま
す。

次に、保育行政についてのご質問にお答えいた
します。まず、新むつ市保育再編計画について申
上げますと、平成7年3月に策定いたしました
むつ市保育再編計画は、平成16年度で計画期間の
満了を迎えており、この間平成10年3月31日には
川守町保育所を大平町保育所に統合、平成15年3
月31日には、関根保育所を廃止、平成16年4月1
日には大平町保育所を、平成17年4月1日には小
川町保育所をそれぞれ社会福祉法人へ民間移譲し
ております。昨年3月の合併により新たな市がス
タートしたことから、新市における保育所等の統
廃合の指針となる新むつ市保育再編計画を策定い
たしたものであります。その中では、前期保育再
編計画と位置づけ、柳町保育所を平成18年度中に
移譲の手續を終え、平成19年度から民間へ移譲す
ること、第一川内保育所を川内地区の民間保育園
や幼稚園とのバランス、あるいは幼保一元化の動
向も見きわめながら、平成19年度末に廃止または
移譲することとしたものであります。

第1点目の第一川内保育所は、幼保一元化なの
か、民間保育所への移譲なのかのご質問につい
てであります。まず川内地区の現状についてご
説明をいたしますと、9月1日現在の第一川内保
育所、エビナ保育園、あたご幼稚園の3施設の定
員205名に対しまして140名、68.3%の充足率とな
っております。また、旧川内町の出生者数の推移
を見ましても、平成5年の58人をピークに年々減
少しており、平成17年では28人と、平成5年と比
較し30人、51.7%の減となっております。このよ

うな状況から、民間の保育事業を衰退させないためにも民間活力を有効に活用した事業を展開する必要が急務であります。今後地域の実情を踏まえ、地域の幼稚園、保育所と連携を図りながら、廃止または移譲の検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、第2点目、障害児保育、延長保育事業は引き続きされるのかとのご質問についてですが、現在第一川内保育所では、障害児保育事業として、保育に欠ける軽、中度障害のある4歳から5歳児で集団保育が可能な児童を対象に受け入れしておりますし、延長保育事業として、7時30分から18時30分まで開設しております第一川内保育所を廃止または移譲した場合には、現在実施している保育を廃止または移譲後においても継続する方法を確保することが行政の務めであると認識しておりますし、現在の職員は当然市の他の施設へ異動となるものであります。

次に、第3点目、保育料が高くなるのではないかとのご質問についてですが、保育料は児童福祉法第56条により、国の徴収基準を踏まえて、市が民間・公立保育所共通の基準で定めていることから、公立から民間に変更となったとしても、その地域での保育料が高くなることはありません。ただし、合併時において4市町村の保育料に差異があったことから、合併時の調整方針として、合併後5年以内に各地域の保育料を統一することとしておりますことを申し添えておきたいと存じます。

次の第4点目、住民と保護者の合意形成をいかにして図るかのご質問についてですが、このことは、保育所の廃止または移譲を行ううえでクリアしなければならない重要な課題であります。現在の第一川内保育所は、入所している児童は21名であり、うち今年度卒園する児童は5名おられますので、来年度入園する児童を2ないし

3名と予定いたしますと、来年度は20名を切る状況の中での運営を強いられることとなります。

このような状況の中で、保育所運営は市の財政面でも非常に厳しいものがありますが、それ以前に果たして保育環境としてこれでいいのかという思いをいたすところであります。児童は、同じ年齢の仲間の中で共同生活することによって、多くを学び、慈しみの心をはぐくみ、自己を形成していくものであります。また、ある程度人数がそろわないと、その目的を達成することができない行事もあることから、他にそのような施設がないのであれば、それもいたし方ないところではありますが、他に施設があるのであれば、そちらを利活用していただくことが児童にとってベストではないかと考えているところであります。廃止や移譲する場合のプロセスとしては、保護者の方々に地域における保育環境の現状、廃止または移譲の考え方など、保護者が納得するまで地道に理解を求めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、これらのことをご理解いただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） まず、砂防堰堤の問題についてであります。

たしか昭和63年だったと思いますが、当時建設省では、50メートル以下のダムや堰堤については階段式の魚道を設置するという方針が出されました。それから今日まで、川内川の本流に関しては2基つくられました。川内ダムの下流にありますけれども。問題の本流に注ぐ支流の河川については、まだ一基も設置されていない。この点については、先ほど市長の答弁でもお金と時間、これが必要だという答弁でしたけれども、かなりの年数がたっていながら進展が見られないと。これが実態であります。

財政事情云々と言われれば、なるほどなと思わざるを得ないところもありますけれども、いわゆる山が荒れております、奥山が特に。そのために小さな沢、堰堤などというものは、つくっても1年たたないうちにまず埋まってしまうというのがこれまでの私の見る限りでも現実であります。したがって、私はつくって魚道を設置する、それも進めなければなりません、やはり今後の課題としては、そういう奥地が荒れているという現状にかんがみて、やはり山に対する施策方が根本的にはどうとのかということが今求められているのではないかというふうに思うわけです。それがひいては、ひいてはというよりも、海にも非常に大きな影響を及ぼしているわけですから、そういったものはやはり今後行政の側としてもとらえていくべきではないかなと思いますが、この辺に対する市長の考えがございましたらお聞きしておきたいというふうに思います。

2点目の乳幼児医療費の現物給付でありますけれども、実現に向けて努力してまいりたいと、こういう答弁でございました。常に市民の願いを実現させるという立場で、答弁はこうあってほしいということでございます。これからもそういう点では、特にこの件については努力して、一日も早く実現されるようにしていただきたいというふうに重ねてお願いしておきたいと思っております。

保育所の問題であります。これも規制改革・民間開放推進会議というのがありまして、オリックスの会長でありますけれども、このたび保育所に対して中間答申をしたということでもあります。もう既に通達等でご承知だと思いますので、承知しているという前提に立って聞いていきたいと思っております。

まず、応益負担の問題ですが、今度の中間答申では、これまで応能負担であったものを応益負担にするという答申であります。そうなりますと、

中間ですけれども、今後父母負担がふえていくということは確実なわけであります。そうすると、市としても新たな独自の課題を背負うということになるかと思っておりますので、市としての支援策、そうなった場合、そういうものがどのようにこの計画の中で生かされていくのか、この点についてお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、中間答申の中では、サービスから料金を徴収するという方針です。施設で絵画、または音楽教室だとかバスの送迎、こういうものを行った場合には、徴収してもよろしいよということを知徹底するようにという中間答申になっております。これまたそうなりますと、金のある人は、家庭は金を払ってそういうサービスを受けることができるわけですが、そうでない家庭は、ずっと選択肢が狭まってきて、これまた格差がついていくということになるわけであります。こういうことを踏まえた場合、今後市の保育所計画づくりにこれらの課題がどのように生かされていくのか、この点についても伺っておきたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 魚道の問題についてのお尋ねでございますが、魚道については先ほど申し上げましたように、林野庁が管理しているもの、それから県が管理しているものという点での、県の方はそれなりに魚道を設置しておりますが、林野庁の管理のものには魚道がないという状況がございます。お話の中では、この支流を整備することで海を豊かにしようというふうなお話でございますが、森林を豊かにすることによって海を豊かにするというのと、魚道を整備するということは、ただちに一致しないという面もあるかと思われまます。

そのようなことで、川内川についているのは、堰堤だけでも42基だとか、3基だとかというふう

にあります。整備されていない部分がかなりあるのです。地図を見ますと、日本の川に相当な堰堤を必要とするものがございます。現在あるものでも足りない。しかし、これは多分50年に1度の災害に対応するレベルの堰堤の設置だろうと思うのでありますが、最近では50年災という言い方をするものよりも、もう70年災、100年災というような大雨が降ることがあるので、こういう整備も今後国の施策として求めていかなければならないことになる可能性が強い。こういう際に、現在は主要な支流に対して魚道の整備がなされておりますけれども、これからの異常気象が予想される今日の状況でありますから、大雨災害等も今まで以上にふえる可能性があると考えておくべきであろうと思っております。ここ数年の推移を見守りながら魚道整備もしなければならぬでしょうし、森林を守ることがそのような大雨災害に対する予防的な効果も生じてくるということもあるでしょうし、総合的な判断を求めていくということがこれから必要なことでありましょう。そして、同時にまた海も豊かな動植物、プランクトンが繁殖できるような状況をつくっていくということもあわせ考えなければならぬ。半島内でも、大きな方の川になっているわけありますから、大畑川、田名部川といったような川もございますけれども、そういう川に対する対策と、また異なった対策を考える必要があるのではないかと思います。そのような観点から、検討を加える必要が出てきておる。

脇野沢地区の土砂崩れ、がけ崩れ、これも今までは考えられなかったとあって、あそこは網張っただけなのです。それに土どめのさくが置いてあったのが昨年の崖崩れで2メートルもずれた。重さ50トンもあるものがそんなにずれるというような状況が出てきている。今までこうだったから、これで大丈夫というようなことを言っておられない時代に入りつつあるのかなという、地球

温暖化というような言葉で代表される異変が生じ始めているということに我々は目を向けていかなければならないのではないかと、こう思っております。

次に、乳幼児の医療費の受領委任払いということについては、極めて難しい交渉が必要であると考えられます。支払基金等に対しては、支払いのためのコンピューターソフトの変更を求める、それに1件当たりの手数料も払わなければならない。現実的には、そのような作業を進めなければならない。あるいは、医師会にお願いするとしても、必ずしもむつ市内に住んでいる乳幼児の親御さんたちが、市内の病院だけで済むとは考えにくい。こういうことをすべてカバーするとなると、一朝一夕で対応策を練り上げるということは簡単なことではないと。しかし、努力はいたしますと、こう申し上げているところでありますので、ご理解を願いたいと思っております。

保育所の再編計画について、中央での検討の中間答申が出ておる。中央での中間答申、検討の中間答申がただちに我々のまちに適用される可能性が高いのかということに思いをいたさなければならない。最も効率的で、最も父兄の負担にならない、そして市もまた財政負担を増やさない、そういう方向で、我々が独自のものをつくり出さないといけないだろうと。国の諮問機関がこういう考え方を出しているから、それを守らなければならないというものでは決してこれはないと思っておりますから、保育料のちぐはぐな状況等についても均一化をしていかなければならないし、せっかく産み育てた大事なお子さんを健康に立派に育てていくためにいかにしてご協力できるか、お力添えができるか、こういう観点に立って検討を加えていくという姿勢であることをご理解願いたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 保育所の問題については、先ほどの答弁で、地域の保護者、関係者との合意、これはクリアしなければならない最重要課題であると。そのためには、保護者が納得するまで説明すると、こういうご答弁でありました。ぜひそのように心がけて、納得しないうちに強行するというふうなことは決してなさないように重ねてこの点は指摘しておきたいのですが、最後にその点での市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 1回目の答弁で申し上げましたが、大平町保育所あるいは小川町保育所、これの民間移譲を実現させております。この際には、親御さんのご意見は十分伺いました。要望の主なものを申し上げますと、例えばできれば保育士の何人かは子供たちが顔なじみの人を置いてほしいとか、それから給食で使う食べ物だとか、そういうものはできるだけ今納めている人を使ってくださいとか、非常に具体的に要望が出されております。そして、保育所の場合は、特別な保育児以外は大体2年で卒園してしまうのです。そうしますと、新しい経営者の経営方針を受け入れる方の方がふえてくるということがあります。しかし、それはそれでも1年、2年先の話でありますから、そうではなくて、現状を動かさないで運営をしてくれというご希望が何よりも強いわけです。この点については、もうほとんど私の口から言うのもなんですが、100%そのご要望は受け入れてやっ

てきているというところではありますが、これは旧むつ市の場合は、保育士は臨時の保育士が多かったのです。ですから、臨時の保育士をできるだけ経営移譲を受けた幼稚園の方で雇用をしてほしいと、こういう要請もしたところがあります。川内地区、脇野沢地区、大畑地区等ではどのようになっているか、私まだ正確に報告を受けておりませんが、多分そのようなことで、現実に保育

所で働いている方の中から、定年でやめられた方も残ってもらうというようなこともやっておりますので、保育を受けている子供さんたちが急に知らない方々に根こそぎ変わるといったようなことが一番心配なようでございますから、そのようなことができなければいいがなという願いも持ちながら、そういう話し合いをしているということをお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。9月25日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、9月25日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明9月23日及び24日は休日のため休会とし、9月26日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議、議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時41分 散会

